



# 山形県公報

令和5年10月27日(金)  
第450号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新……………(みどり自然課) ……1091
- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………(同) ……1092
- 特別保護地区の指定……………(同) ……1093
- 昭和48年10月県告示第1473号(鳥獣保護区設定)の一部改正……………(同) ……1094
- 昭和58年10月県告示第1515号(鳥獣保護区設定)の一部改正……………(同) ……同
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……1095
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……1096
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……1097
- 指定管理者の指定……………(産業技術イノベーション課) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……同
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……1098
- 一般国道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……1099
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……1100
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……1101

### 議 会 関 係

#### 告 示

- 山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程……………同

### 教 育 委 員 会 関 係

#### 告 示

- 指定管理者の指定……………1102
- 博物館の登録……………同

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(観光復活推進課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第747号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項及び同条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更し、及び存続期間を更新する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名称 千眼寺裏鳥獣保護区（米沢市）
- 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区
  - (2) 鳥獣保護区の指定目的  
千眼寺裏鳥獣保護区は、最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチョウやマガモをはじめとする渡り鳥の渡来地として重要な場所となっている。  
このため、当該区域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。
  - (3) 管理方針  
区域内の定期的な巡視により、生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。  
区域内には、野鳥の観察ができる環境整備がされていることから、利用者にはゴミの持ち帰りやマナー等について指導し、区域内の生息環境を良好に維持するよう努める。

#### 山形県告示第748号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名称 大頭森山鳥獣保護区（西村山郡大江町）
- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
大頭森山鳥獣保護区は、700メートルから1,000メートル級の山々が連なる朝日連峰の東側に位置している。植生の大部分は、ブナ・ミズナラ群落を中心とした広葉樹林で、区域内には月布川が流れ、ムササビやニホンリスなどの小型獣類をはじめ、多様な鳥獣の生息に良好な環境となっている。  
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
  - ハ 管理方針
    - (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
    - (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- 2 (1) 名称 温海岳鳥獣保護区（鶴岡市）
- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

温海岳鳥獣保護区は、庄内海浜県立自然公園の区域で、スギ植林、ミズナラ群落の植生であり、良好な環境が残っている。

このような環境からハヤブサ等の猛禽類が生息し、さらにトウホクノウサギ、ニホンリスなどの小動物やニホンカモシカやツキノワグマなどの大型獣類が生息する地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

- 3 (1) 名 称 月山鳥獣保護区（西村山郡西川町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ多様な鳥獣が生息している。

また、地域内にはインタープリター（自然解説員）による自然解説や自然体験イベントの実施等により、生物多様性の保全や森林鳥獣とのふれあい、森林生態系の学習を通して自然の重要性を理解する場として山形県立自然博物館が設置されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(ロ) 利用者等による鳥獣を驚かすような行動、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

(ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

(ニ) 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。

山形県告示第749号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、月山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 月山特別保護地区（西村山郡西川町）

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ、多様な鳥獣が生息している。特に月山鳥獣保護区の中でも、当該区域は、ブナ林等の原生的な自然が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、山形県立自然博物館の自然観察のフィールドとして活用していることもあり、生態系を適切に保存する必要がある。

このため、当該区域は、月山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ 利用者等による鳥獣を驚かすような行動、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

ニ 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。

#### 山形県告示第750号

昭和48年10月県告示第1473号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に改め、第4項第2号中「飛来地」を「渡来地」に、「当該地域」を「当該区域」に、「ことから、」を「ことから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 管理方針

区域内の定期的な巡視により、生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

区域内には、野鳥の観察ができる環境整備がされていることから、利用者にはゴミの持ち帰りやマナー等について指導し、区域内の生息環境を良好に維持するよう努める。

#### 山形県告示第751号

昭和58年10月県告示第1515号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第3号中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に改め、同項第4号ロ中「ボランティア」を「インタープリター（自然解説員）」に、「を通じ、」を「により、生物多様性の保全や」に、「通じて」を「通して」に、「当該地域」を「当該区域」に、「ことから、」を「ことから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

ハ 管理方針

(イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め

る。

- (ロ) 利用者等による鳥獣を驚かすような行動、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- (ニ) 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。

第2項第3号中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に改め、同項第4号ロ中「ニホンリス」を「ムササビやニホンリス」に、「当該地域」を「当該区域」に、「ことから、」を「ことから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

#### ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 利用者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

第5項第3号中「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に改め、同項第4号ロ中「ツキノワグマ」を「ニホンカモシカやツキノワグマ」に、「当該地域」を「当該区域」に、「ことから、」を「ことから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

#### ハ 管理方針

- (イ) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (ロ) 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- (ハ) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

### 山形県告示第752号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 馬見ヶ崎白川特定猟具使用禁止区域（山形市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 つるみ石沼特定猟具使用禁止区域（上山市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 生居川ダム特定猟具使用禁止区域（上山市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名称 舟場特定猟具使用禁止区域（長井市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名称 内原特定猟具使用禁止区域（南陽市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名称 深山特定猟具使用禁止区域（西置賜郡白鷹町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名称 十里塚特定猟具使用禁止区域（酒田市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名称 酒田特定猟具使用禁止区域（酒田市及び飽海郡遊佐町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名称 狩川特定猟具使用禁止区域（東田川郡庄内町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名称 月光川特定猟具使用禁止区域（飽海郡遊佐町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名称 横根山特定猟具使用禁止区域（酒田市及び東田川郡庄内町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 山形県告示第753号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人徳洲会	舟形徳洲苑 最上郡舟形町富田字富田135-1	訪問リハビリテー ション	令和 5.10.19

**山形県告示第754号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人徳洲会	舟形徳洲苑 最上郡舟形町富田字富田135-1	介護予防訪問リハ ビリテーション	令和 5.10.19

**山形県告示第755号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県産業科学館
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号  
山形県産業科学館共同管理者
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

**山形県告示第756号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施した期間  
令和5年4月1日から同年7月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（航空重力測量）

**山形県告示第757号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町舟形地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年11月1日から令和6年3月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第758号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	310円
		1日につき	3,100円
	都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	340円
		1日につき	3,400円
上記以外の場合		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,770円
	スケートパークに常時 外周フェンス 広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1年につき	41,970円

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。
- 3 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分		利 用 料 金
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 10,290円
		上記以外の場合	1日当たり 20,580円
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	児童生徒等が使用する場合



			上記以外の場合	1人12回当たり 2,600円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人1日当たり 130円
			上記以外の場合	1人1日当たり 260円
グラウンド・ ゴルフ場	全部を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用 する場合	最初の4時間までにつき 2,050円とし、以後1時間ご とに510円を加算した額
			上記以外の場合	最初の4時間までにつき 4,100円とし、以後1時間ご とに1,020円を加算した額
	上記以外の場合	シーズン券によ る使用の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人当たり 2,500円
			上記以外の場合	1人当たり 5,000円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人1日当たり 50円
			上記以外の場合	1人1日当たり 100円
多目的広場	全部を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用 する場合	最初の4時間までにつき 1,020円とし、以後1時間ご とに250円を加算した額
			上記以外の場合	最初の4時間までにつき 2,060円とし、以後1時間ご とに510円を加算した額

備考

- 1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 回数券及びシーズン券の有効期限は、発行年の最終開場日までとする。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和5年11月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字清水前706番13から  
同 上竹野198番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月27日

**山形県告示第760号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯宮内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市宮内字下田一2426番2から 同 下田二2434番6まで	旧	23.5メートル } 11.0	メートル 51
同 上	新	26.0メートル } 11.0	同 上

**山形県告示第761号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 赤湯宮内線
- 2 供用開始の区間 南陽市宮内字下田一2426番2から  
同 下田二2434番6まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月27日

**山形県告示第762号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市本町地内外
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年9月15日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

**山形県告示第763号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業の種類

公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

### 山形県告示第764号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。  
令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和5年10月17日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
本間 幸一郎 第5875号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

## 議 会 関 係

### 告 示

### 山形県議会告示第3号

山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。  
令和5年10月27日

山形県議会議長 森 田 廣

#### 山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、山形県議会議員（以下「議員」という。）が山形県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号ニにおいて同じ。）における山形県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- イ 請負の対象とする役務、物件等
- ロ 契約締結日
- ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- ニ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号ニに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

（委任）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年10月27日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県青年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 1 公の施設の名称 山形県青年の家
- 2 指定した団体 山形市大字志戸田550番地  
山形県青年の家管理企業体
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**山形県教育委員会告示第18号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和5年10月27日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 1 登録年月日及び記号番号  
令和5年10月19日  
山形第1号
- 2 設置者の名称及び住所  
公益財団法人斎藤茂吉記念館  
上山市北町字弁天1421番地
- 3 名称  
斎藤茂吉記念館
- 4 所在地  
上山市北町字弁天1421番地

**公 告**

山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地  
(1) 名 称 山形県観光情報センター  
(2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 低層棟1階
- 2 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。  
(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。  
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和5年10月27日（金）から同年12月7日（木）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光復活推進課観光振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2372  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和5年11月30日（木）から同年12月7日（木）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

令和5年10月27日印刷  
令和5年10月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県